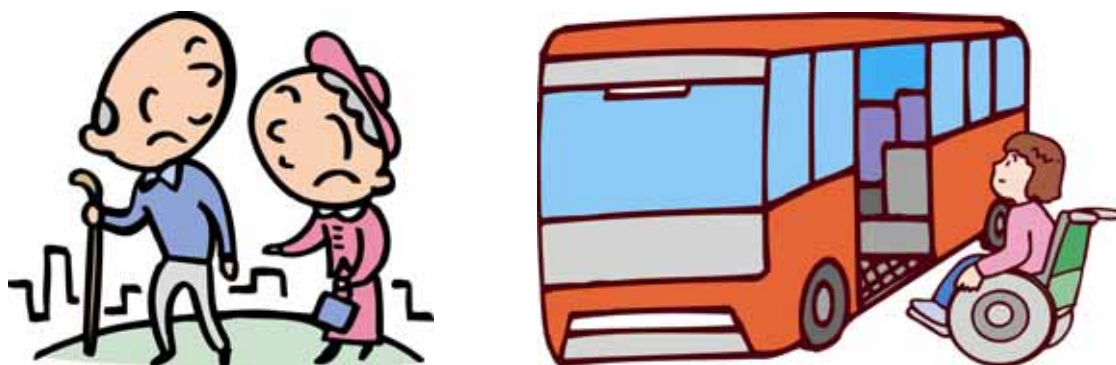


三島市移動円滑化基本構想策（案）



平成 20 年 1 月

三 島 市

目次

1. 三島市移動円滑化基本構想策定の目的等について P.1
2. 重点整備地区 P.3
3. 重点整備地区の施設・道路 P.6
4. 実施すべき事業 P.16

1 . 三島市移動円滑化基本構想策定の目的等について

1-1 移動円滑化基本構想策定の背景及び目的

本格的な超高齢社会の到来に向け、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりが求められています。また、身体等に障がいのある方が社会の様々な活動に参加する機会を確保することなどが求められていることから、高齢者をはじめとして身体等に障がいのある方が移動または施設を利用する際に、身体の負担を軽減し、利用上の利便性や安全性を向上することが急務となっています。

本市には、年間2,000万人以上の乗降客がある三島駅や年間約300万人の観光客が訪れる三嶋大社があります。また、楽寿園や源兵衛川・桜川など水と緑のまちを象徴する自然があることから、これらの資源を活用し、「訪れたい・歩きたい・住みたい街」の形成を進めてきましたし、今後も引き続き進めていく必要があります。

また、人口減少と超高齢社会の到来、また、公共投資の効率性を図るため、郊外に拡散した都市機能を中心市街地に取り戻し、コンパクトなまちづくりを形成することがまちづくり三法の改正により求められています。

このような背景から、本市においても高齢者や身体等に障害のある方が日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、官公庁施設や商業施設、駅など公共交通機関の旅客施設、駅前広場、道路、公園などが集積した区域（主に中心市街地）に係る一体的・連続的な「移動円滑化基本構想（バリアフリー化計画）」を策定することになりました。

1-2 移動円滑化のための法の概要

平成18年6月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）は、「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に代わるバリアフリー化推進のための新しい法律であり、前記2つの法律の性格を合わせ持つ内容となっています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的整備を推進するための措置等を定める。（平成18年6月 法律第91号）

三島市ではこの法律に基づき、高齢者、障がい者及び移動円滑化のための事業を実施する事業者等が協力し、「三島市移動円滑化基本構想」を策定することとしました。

(法律の基本的な枠組み)

基本方針を国が定めます(主務大臣)

- ・移動等の円滑化の意義及び目標
 - ・移動円滑化のために公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
 - ・市町村が作成する基本構想の指針
- 等

移動円滑化基準への適合義務等

旅客施設及び車両等、一定の道路、一定の路外駐車場、都市公園の一定の施設、特別特定建築物について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務、既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

移動円滑化基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設など高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点的整備地区として指定
 - ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載
- 等

協議

協議会

公共交通特定事業

・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。
鉄道事業者、バス事業者等
自治体等による支援措置などがあり

道路特定事業

・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。
国、県、市町村等

交通安全特定事業

・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。
都道府県公安委員会

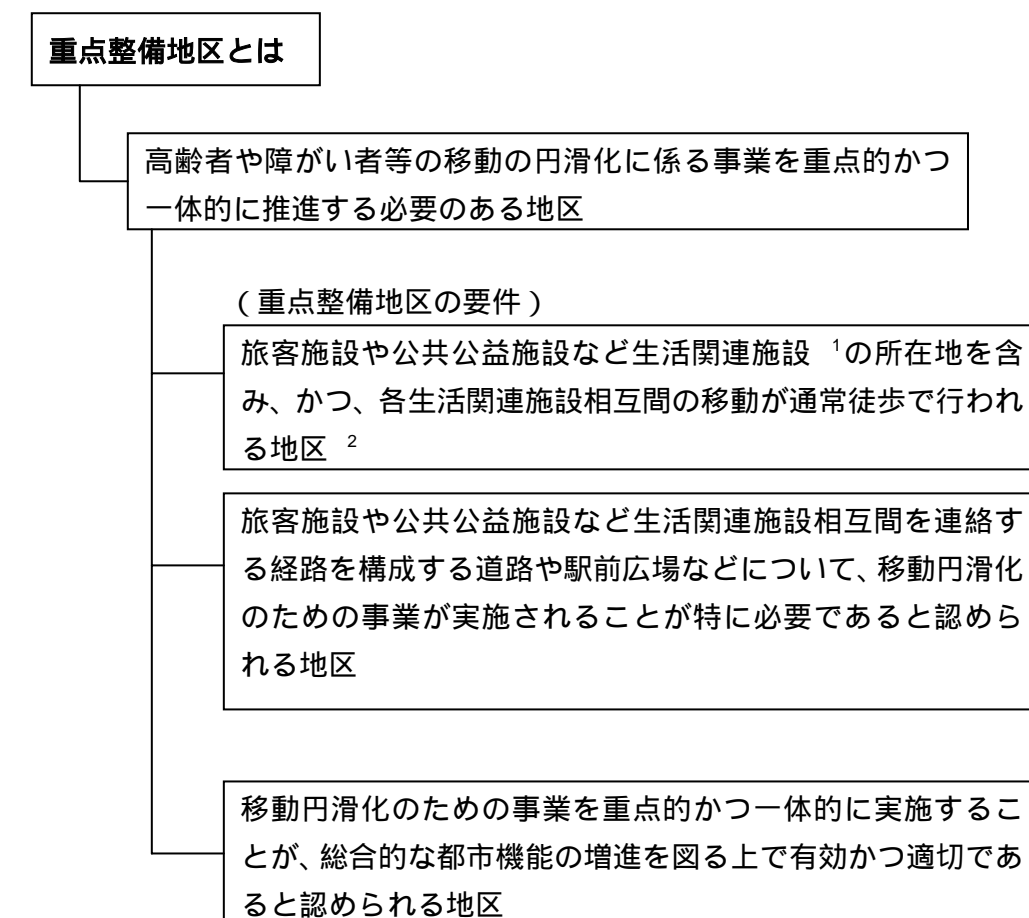
その他の事業

・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置をとる。
・駐車場、公園等の整備等を実施する。
その他当該事業者

2010年までに実施(完了)!

2. 重点整備地区

2-1 重点整備地区



1 (生活関連施設)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

2 (生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区)

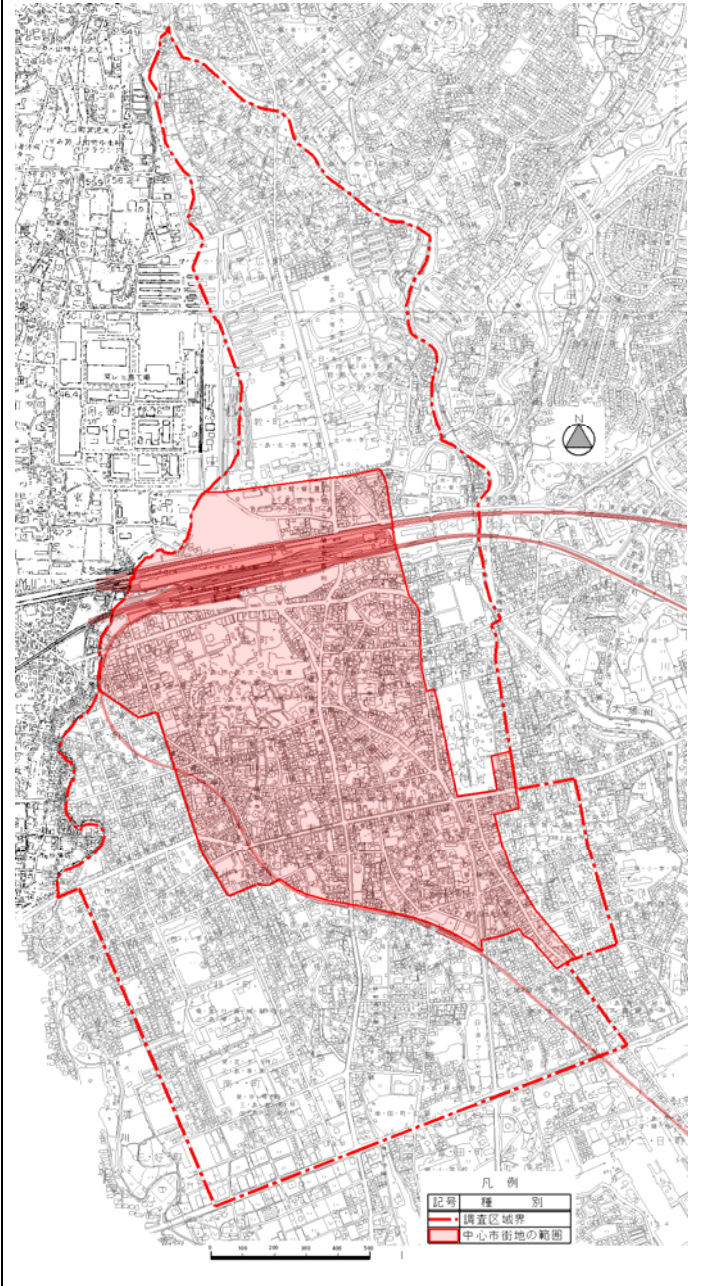
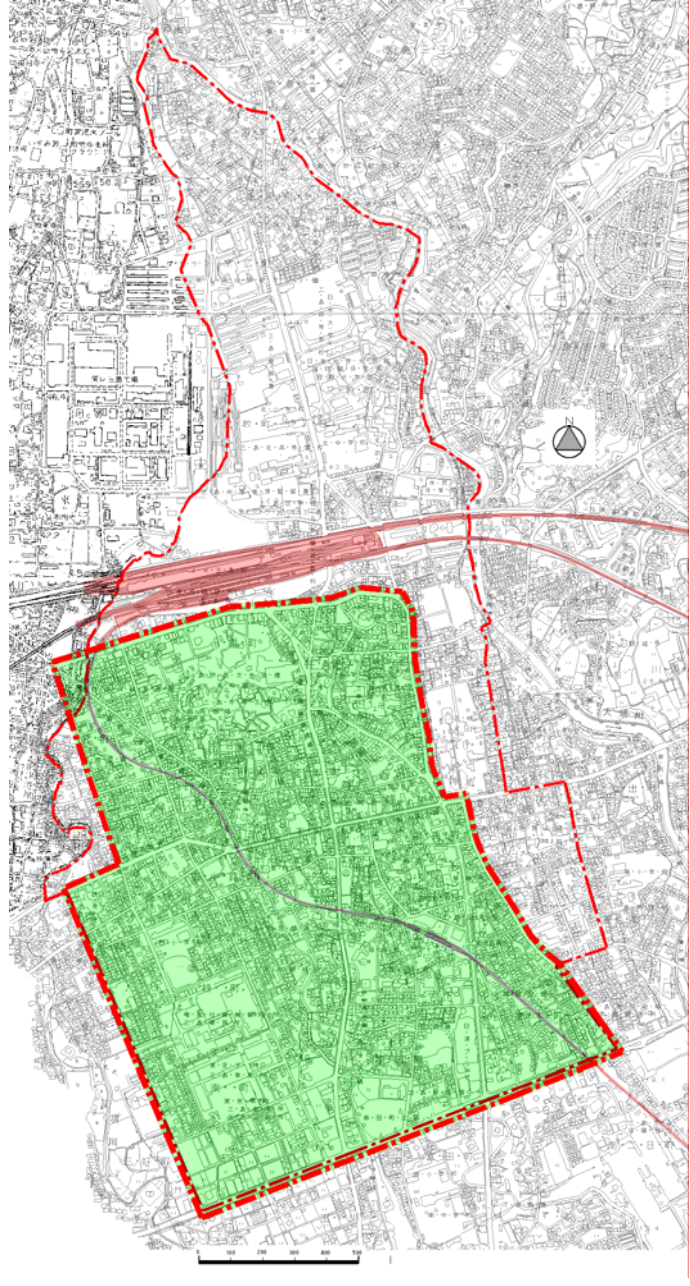
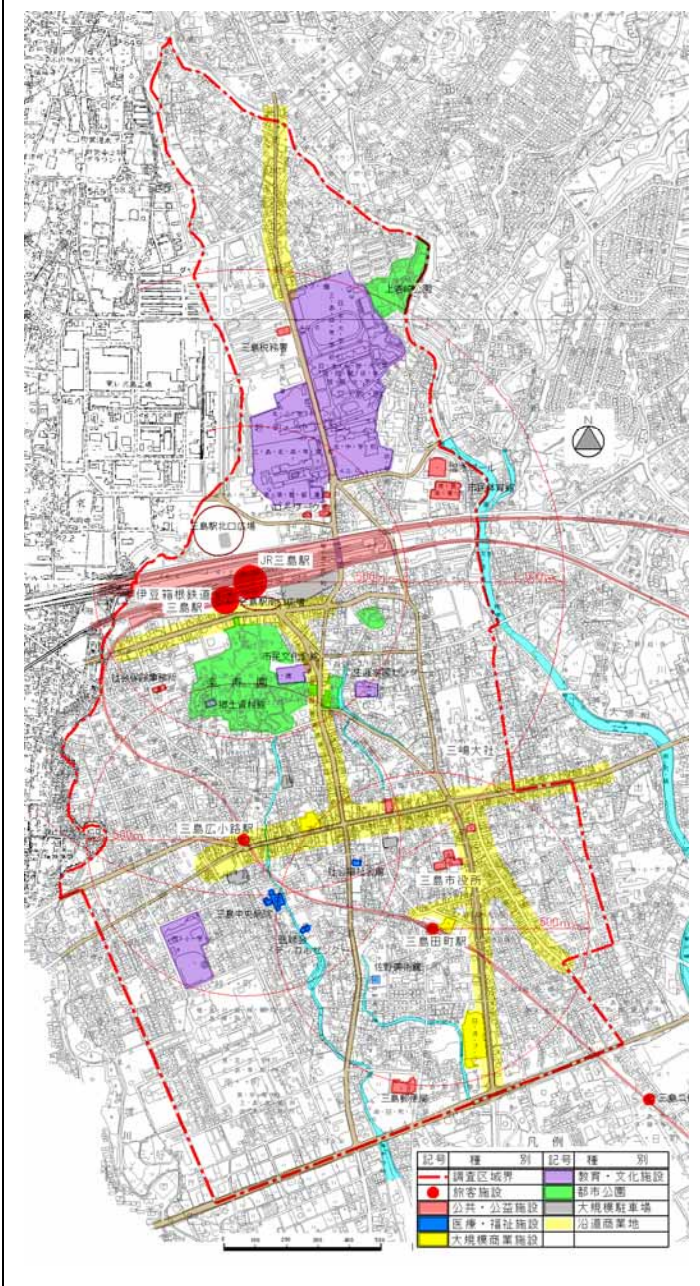
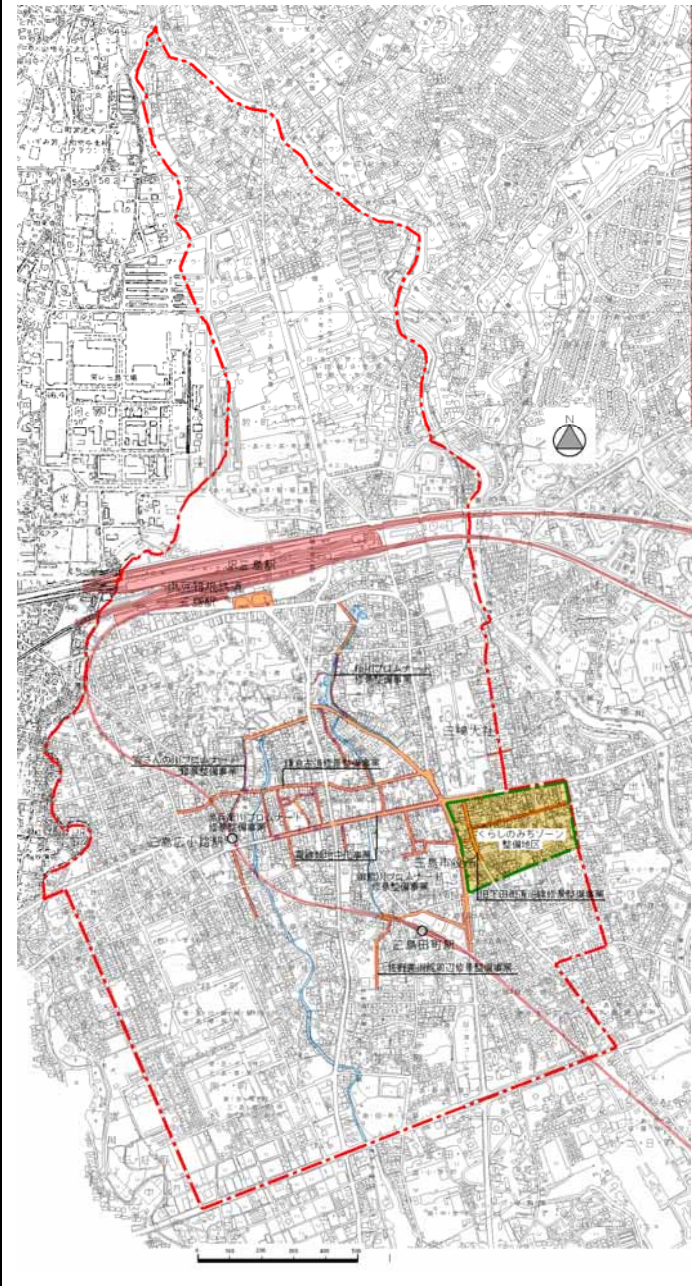
生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区。

移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 18 年 12 月 15 日)よりの抜粋

重点整備地区の設定は、以上のような要件を勘案しつつ三島市移動円滑化基本構想策定協議会及び作業部会により検討が行われています。

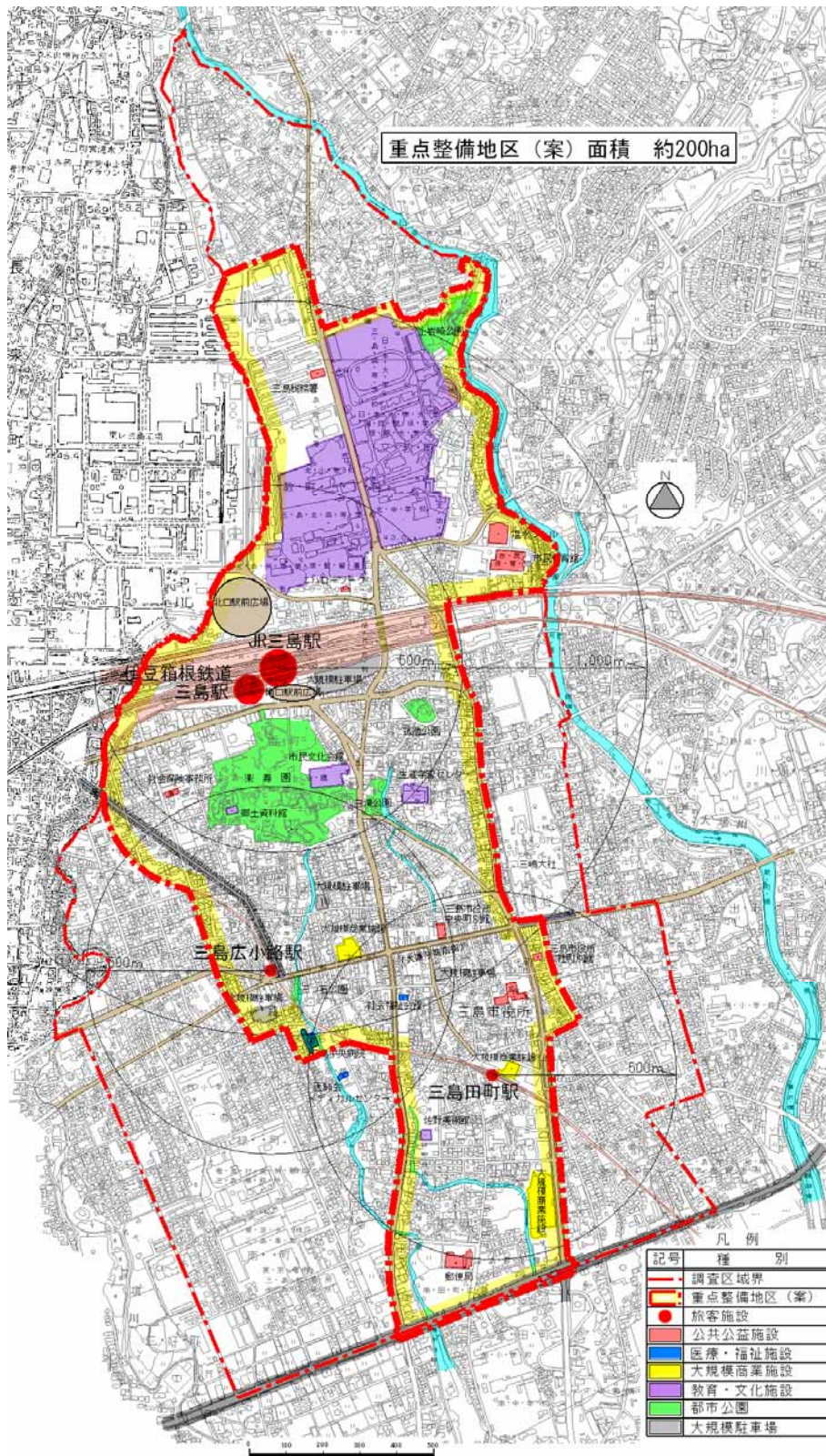
2-2 調査地区における重点整備地区要件の整理

重点整備地区の区域を設定するにあたって、三島市の中心市街地で開催されている各種計画や公共公益施設及び商業施設等の立地状況について整理し、重点整備地区の設定を行うための判断材料としました。

<p>中心市街地活性化基本計画に示される 中心市街地の範囲</p>	<p>あんしん歩行エリア整備計画の範囲</p>	<p>各種施設の立地状況</p>	<p>まち中の整備状況</p>
 <p>Map showing the central city area activation basic plan. The central city area is highlighted in red. A legend in the bottom right corner identifies the red outline as the '調査区域' (Survey Area) and the red dashed line as the '中心市街地の範囲' (Central City Area Range).</p>	 <p>Map showing the 'あんしん歩行エリア' (Safe Walking Area) plan. The area is highlighted in green. A legend in the bottom right corner identifies the green area as the '調査区域' (Survey Area) and the red dashed line as the '中心市街地の範囲' (Central City Area Range).</p>	 <p>Map showing the location of various facilities. The map is color-coded: purple for educational/cultural facilities, green for public facilities, blue for medical/welfare facilities, yellow for large-scale commercial facilities, and orange for bus stops. A legend in the bottom right corner provides the key for these colors.</p>	 <p>Map showing the current status of urban improvement. The map highlights areas where improvements are being implemented, such as the 'まちのせせらぎ事業' (City's Ripples Project) and 'みちゾーン' (Road Zone).</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「人が中心。うるおいと賑わいの歩いて楽しいまちへ」を目標像として、約 123ha の区域を対象として中心市街地活性化基本計画が策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者及び自転車の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要がある住宅・商業地区。 (国家公安委員会及び国土交通大臣が指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 三嶋大社の門前町として発展してきた歴史から、JR 東海道線南側の旧来の中心市街地に、公共施設・商業施設の集積が見られる。 JR 東海道線以北には、文教施設が多く立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> 三島市の中心市街地では、街中がせせらぎ事業やくらしのみちゾーン等の実施により、道路空間の環境整備が推進されている。

2-3 重点整備地区の設定

前項で整理した公共施設や商業施設等の立地状況及び移動の拠点となる旅客施設の配置などを勘案し、移動円滑化のための事業を集中的に実施すべきであると考えられる地区、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区として下図の区域を選定し、「三島市移動等円滑化促進のための重点整備地区」と設定しました。

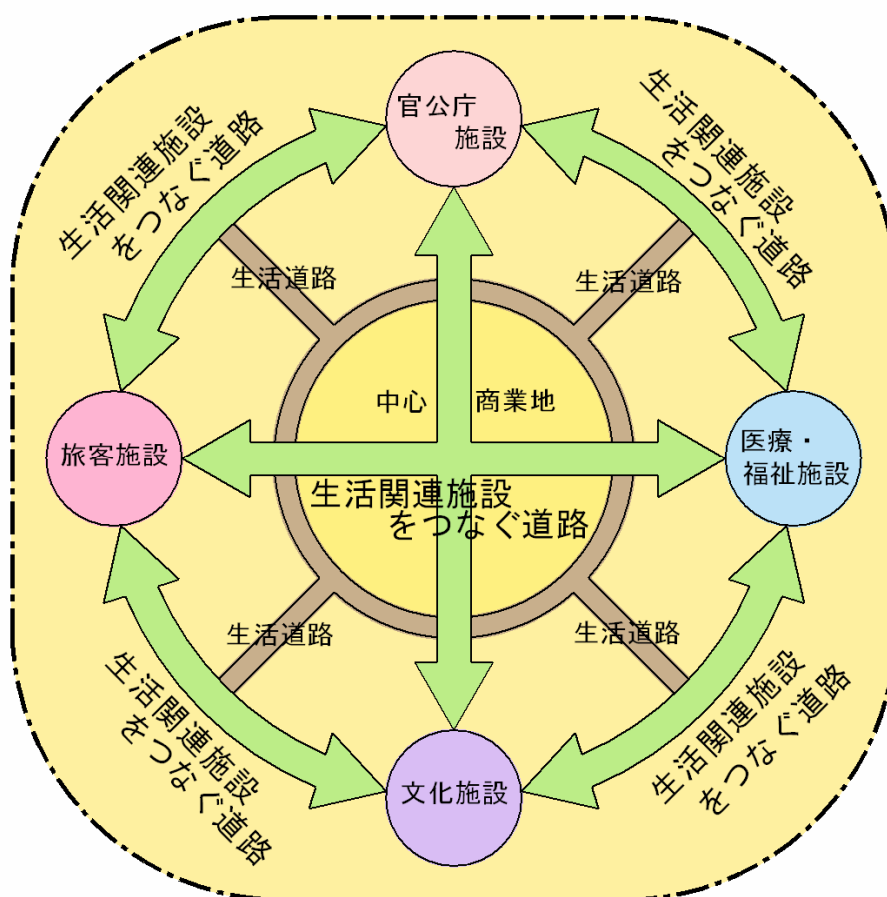


3 . 重点整備地区の施設・道路

3-1 移動等円滑化に向けた施設や道路の基本的な考え方

三島市移動円滑化基本構想では、三島市の中心市街地に設定した重点整備地区において、高齢者や障がい者等が日常生活で多く利用する旅客施設や官公庁施設及び医療・福祉施設等を生活関連施設として、また、これら施設をつなぐ道路を選定し、これら施設・道路の重点的かつ一体的な整備を推進していきます。

(三島市移動円滑化による生活関連施設ネットワークのイメージ)



生活関連施設（駅や市役所等）をつなぐ道路のネットワークを形成します。
三島市の中心市街地で整備が推進されてきた生活道路（くらしの道）と連携し、安全で快適な移動空間を形成していきます。

3-2 移動等円滑化整備の基本方針

移動円滑化基本構想を策定する三島市の中心市街地では、現在「街中がせせらぎ事業」や「あんしん歩行エリア」等の整備による、都市環境向上のための整備が推進されていますが、移動等円滑化のための効果的なバリアフリー空間ネットワークを形成するためには、このような事業（関連事業）との連携が重要と考えます。

また、移動円滑化のためには、道路や信号機などのハード面ばかりでなく、歩道上への商品や看板の張り出しや自転車の駐輪を行わないなど、市民意識の向上に係るソフト面の対応も必要となります。

そこで、次の理念のもと、高齢者や障がい者等が安心して歩けるまちを目指します。

**さらさらと流れる“せせらぎ”のように、やすらぎと優しさのある
バリアフリーのまちを実現する**

以上を踏まえて、移動円滑化の目標を達成するため、移動円滑化の実現に向けた基本方針を下記のように設定します。

1) バリアフリー空間ネットワークの形成

生活関連施設をつなぐ道路と日常生活で利用する生活道路、また、「街中がせせらぎ事業」などによる高質な生活道路とのネットワークにより、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で快適に活動できるバリアフリー空間の形成を目指します。

2) 市民・事業者・行政の協働による、効果的な各種施設整備の推進

三島市移動円滑化基本構想で定める趣旨にのっとり、関係者の緊密な連携により、効果的で確実な移動等円滑化の実現を目指します。

3) こころのバリアフリーの推進

移動円滑化のためには施設を整備するだけでなく、歩道上に歩行の障害になるものを置かないことや、困っている人への手助け・アドバイスなどが必要です。

このため、高齢者や障がい者等への配慮など市民意識の向上を図るための啓蒙活動を実施していきます。

（バリアフリー体験教室、施設管理職員等に対する教育訓練等）

3-3 移動等円滑化整備の目標

移動等円滑化整備の基本方針を受けて、高齢者や障がい者等が日常生活及び社会生活において移動手段として用いられているもの、あるいは利用されると考えられる施設の移動円滑化を実現していくために、道路や建築物等の公共施設管理者と緊密に連携しながら、以下に掲げる事項を達成すること目標とします。

(旅客施設・車両等)

- ・ 三島市の中心市街地に立地する伊豆箱根鉄道駿豆線の駅について、円滑に利用するための措置を可能な限り実施する。
- ・ 鉄道駅の駅前広場や重点整備地区における利用者の多いバス停留所施設について、安全快適に利用するための措置を可能な限り実施する。
- ・ 鉄道車両は、移動円滑化された車両への代替を促進する。
- ・ バス車両は、低床バス及びノンステップバスへの代替を促進する。
- ・ タクシー車両は、福祉タクシー車両の導入を促進する。

(生活関連施設 - 公共公益施設等)

- ・ 建築物の移動通路や付属する駐車施設等の移動等円滑化を促進する。

(生活関連施設をつなぐ道路)

- ・ 重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路の移動等円滑化を促進する。

(路外駐車場)

- ・ 重点整備地区内に立地する公共路外駐車場の移動等円滑化を促進する。

(都市公園)

- ・ 園路、駐車場、便所等施設の移動等円滑化を促進する。

(信号機等)

- ・ 重点整備地区の生活関連経路を構成する道路については、音響信号機、高齢者等感応式信号機等の設置、横断歩道であることを表示する道路標識の設置等の移動等円滑化を促進する。

3-4 整備すべき施設や道路

3-4-1 生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用頻度の高い旅客施設、官公庁施設、医療・福祉施設、文化施設及び商業施設等をいいますが、先に設定した重点整備地区における利用頻度の高い生活関連施設には次のようなものがあります。

区分	施設の名称	摘要
旅客施設	JR 三島駅	中長距離の移動拠点
	駿豆線 三島駅	生活関連施設へのアクセス拠点
	〃 三島広小路駅	〃
	〃 三島田町駅	〃
官公庁施設	三島市役所	各種申請 等
	三島税務署	
	ハローワーク	
文化施設等	三島市民文化会館	文化・芸術活動
	三島市民生涯学習センター	各種セミナーやサークル活動
	三島市立図書館 (三島市民生涯学習センターと併設)	図書の間覧・貸し出し等
	三島市民体育館	健康運動活動 等
	佐野美術館	文化・鑑賞
医療福祉施設	三島市社会福祉会館	福祉活動
	三島中央病院	医療施設
利便施設	三島郵便局	



三島市役所



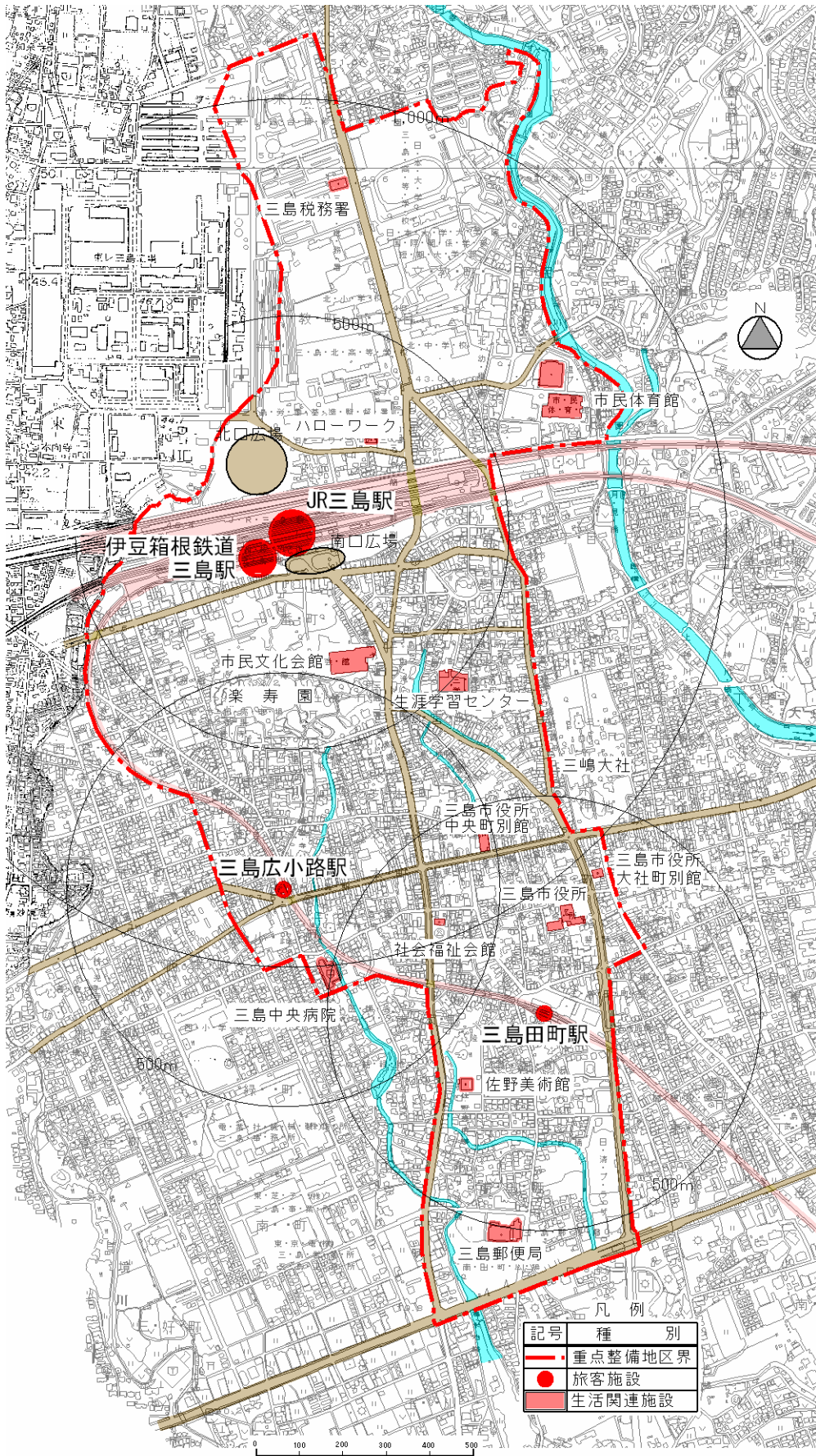
三島市民文化会館



三島広小路駅

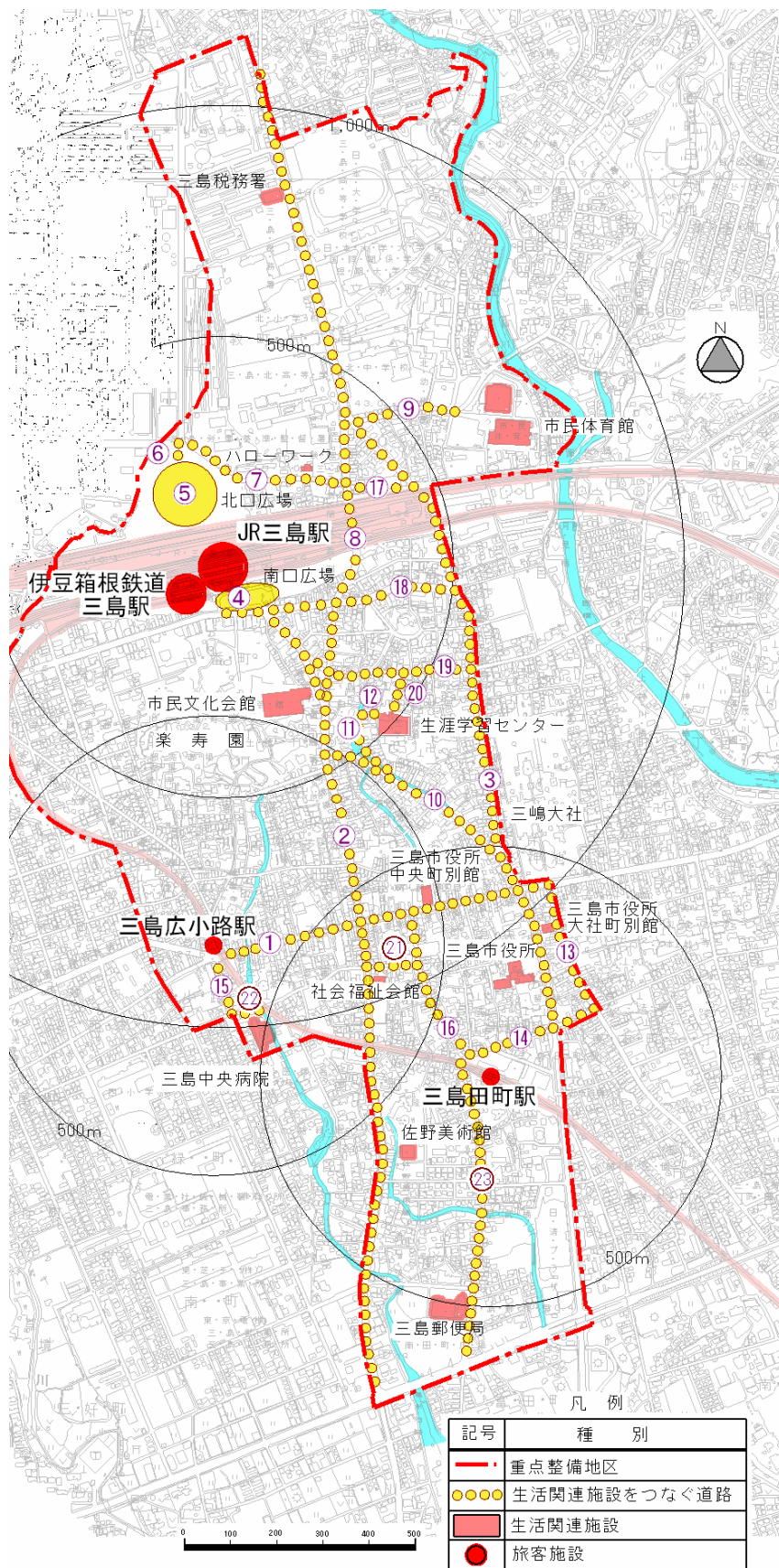


三島田町駅



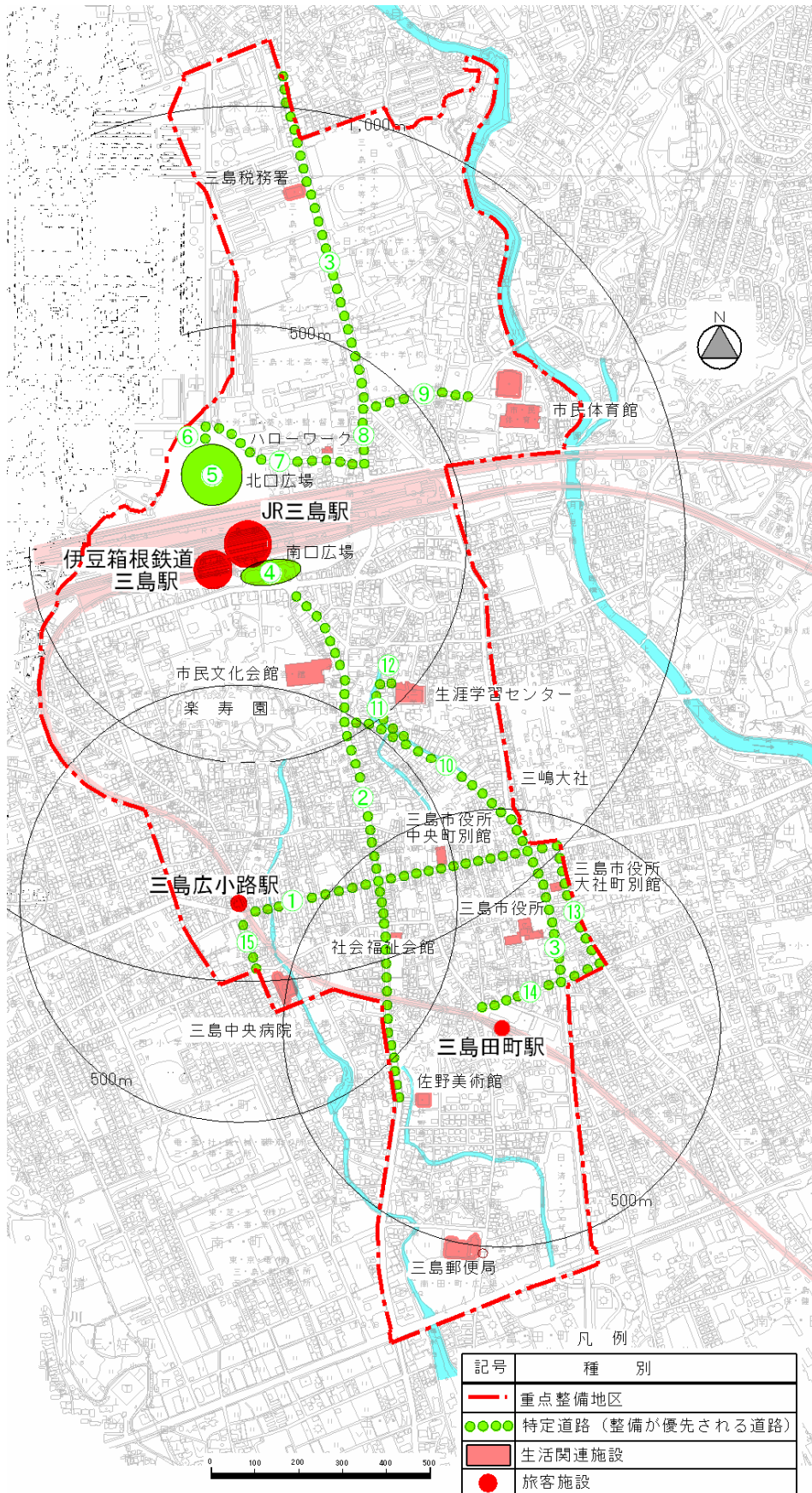
3-4-2 生活関連施設をつなぐ道路

生活関連施設をつなぐ道路には、次のようなものがあります。



番号	路線名称	区 間	摘 要
	主要地方道 三島富士線	(市)大社前南二日町線 ~三島広小路駅前	三島市の中心商業地を通じ三島広小路駅と市役所をつなぐ道路
	主要地方道 三島停車場線	三島駅南口広場前 ~国道1号	国道1号と三島駅をつなぐ道路であり、沿道には市民文化会館、社会福祉会館、佐野美術館が立地している
	主要地方道 三島裾野線	(市)田町日の出町線 ~(市)幸原萩線	JR 東海道線の南北をつなぐ道路であり、沿道には市役所や三嶋大社などが立地している
	三島駅南口広場		公共交通の結節点であり、三島市の玄関口となっている
	三島駅北口広場		
	市道 三島駅徳倉線	三島駅北口広場 ~(市)文教町一丁目2号線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
	市道 文教町一丁目2号線	三島駅北口広場北側交差点 ~(市)鎧坂線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
	市道 鎧坂線	(主)三島裾野線 ~(主)三島停車場線	JR 東海道線の南北をつなぐ道路であり、三島市中心市街地と市民体育館をつなぐ道路
	市道 徳倉文教線	(主)三島裾野線 ~市民体育館前	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
	市道 水上線	(主)三島停車場線 ~(主)三島裾野線	三島市役所と市民文化会館をつなぐ道路
	市道 大宮町一丁目6号線	(市)水上線 ~(市)大宮町一丁目7号線	市民生涯学習センター及び市立図書館へのアクセス道路
	市道 大宮町一丁目7号線	(市)大宮町一丁目6号線 ~市民生涯学習センター前	
	市道 大社前南二日町線	(主)三島富士線 ~(市)田町日の出町線	三嶋大社門前町を通じ、三島田町駅と三嶋大社をつなぐ道路
	市道 田町日の出町線	三島田町駅前 ~(市)大社前南二日町線	三島田町駅と市役所及び三嶋大社門前町をつなぐ道路
	市道 広小路町11号線	(県)沼津三島線 ~(市)広小路町10号線	三島広小路駅と三島中央病院をつなぐ道路
	一般県道 三島田町停車場線	(主)三島富士線 ~(市)田町日の出町線	三島田町駅から市役所や中心商業地などをつなぐ道路
	市道 文教町一丁目 2号線の延長線	(市)鎧坂線 ~(主)三島裾野線	三島駅北口広場と市民体育館をつなぐ道路
	市道 小山三軒家線	三島駅南口広場前 ~(主)三島裾野線	JR 東海道線の南側を東西に通じ、三島駅南口広場に接続する道路
	市道 愛染院祇園線	(主)三島停車場線 ~(主)三島裾野線	市民生涯学習センター及び市立図書館へのアクセス道路
	市道 大宮町一丁目10号線	(市)愛染院祇園線 ~市民生涯学習センター前	
⑳	市道 南本町18号線	(主)三島停車場線 ~(県)三島田町停車場線	市役所と社会福祉会館をつなぐ道路
㉑	市道 広小路町10号線	(市)広小路町11号線 ~三島中央病院前	三島広小路駅と三島中央病院をつなぐ道路
㉒	市道 北田町新谷線	三島田町駅前 ~ 国道1号	重点整備地区内の南部住宅地域を南北に通じ、三島田町駅や三島郵便局等へのアクセス道路

生活関連施設をつなぐ道路のうち、その基幹となるものを特定道路（整備が優先される道路）として、次のように位置づけます。



番号	路線名称	区 間	摘 要
	主要地方道 三島富士線	(市)大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	・現在整備中です ・未整備区間の整備を促進する必要があります
	主要地方道 三島停車場線	三島駅南口広場前 ～佐野美術館前	・歩車道段差の解消や視覚障害者誘導ブロックを改善する必要があります ・電柱等障害物の除去を推進する必要があります
	主要地方道 三島裾野線	(市)徳倉文教線 ～(市)幸原萩線	・整備されていますが、必要に応じて部分改修を実施する必要があります
		(市)田町日の出町線 ～(主)三島富士線	
	三島駅南口広場		
	三島駅北口広場		
	市道 三島駅徳倉線	三島駅北口広場 ～(市)文教町一丁目2号線	・近年整備されています
	市道 文教町 一丁目2号線	三島駅北口広場北側交差点 ～(市)鎧坂線	・平成20年度から整備を行う予定です
	市道 鎧坂線	(市)文教町一丁目2号線 ～(主)三島裾野線	
	市道 徳倉文教線	(主)三島裾野線 ～市民体育館前	・歩車道段差の解消や横断歩道取り合い部を改良する必要があります
	市道 水上線	(主)三島停車場線 ～(主)三島裾野線	・必要に応じて部分改修を実施する必要があります
	市道 大宮町 一丁目6号線	(市)水上線 ～(市)大宮町一丁目7号線	
	市道 大宮町 一丁目7号線	(市)大宮町一丁目6号線 ～生涯学習センター前	
	市道 大社前南二日町線	(主)三島富士線 ～(市)田町日の出町線	・平成19年度末までに整備が行われる予定です
	市道 田町日の出町線	三島田町駅前 ～(市)大社前南二日町線	・必要に応じて部分改修を実施する必要があります
	市道 広小路町11号線	(県)沼津三島線 ～(市)広小路町10号線	

3-4-3 路外駐車場

高齢者や障がい者等が三島市の中心市街地で活動する際、自動車での移動も盛んに行われています。このため、車椅子利用者等の利用に配慮した安全で使いやすい駐車場の整備を推進していきます。

区 分	施設の名称	摘 要
路外駐車場	三島市営中央駐車場	中心市街地の公営駐車場
	三島駅南口東駐車場	三島駅南口に面する駐車場



(三島市営中央駐車場)



(三島駅南口東駐車場)

路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。

3-4-4 都市公園

三島市の中心市街地で活動する高齢者や障がい者及び三島市を訪れる多くの人々にとって、都市公園は休息、憩い、鑑賞の場として利用されています。

このため、より安全、快適に公園施設が利用できるよう、都市公園の施設についても高齢者や障がい者等の移動の円滑化に配慮した整備を推進していきます。

区 分	施設の名称
都市公園	楽寿園
	白滝公園
	菰池公園
	上岩崎公園
	三ツ石公園



(白滝公園)



(菰池公園)

4 . 実施すべき事業

4-1 . 実施すべき事業の区分

公共交通事業

重点整備地区内に立地する鉄道駅のバリアフリー化や鉄道・バス・タクシー等公共交通車両のバリアフリー化された車両の導入を、関係する各公共交通事業者が公共交通特定事業計画を作成し実施していく。

道路事業

重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路については、道路の移動円滑化整備ガイドライン等に示される道路の整備指針に沿って移動等円滑化を推進することとし、道路管理者が道路特定事業計画を作成し、道路の移動等円滑化を実施していく。

交通安全事業

重点整備地区内の交通信号機等について、音響信号機、高齢者等感応式信号機等の設置を推進することとし、静岡県公安委員会が交通安全特定事業計画を作成し、信号機等の移動等円滑化を実施していく。

その他の事業

生活関連施設（公共公益施設等）、路外駐車場、都市公園の管理者は、建築物特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画を作成し、各々の管理施設について移動円滑化を実施していく。

各種事業の実施と合わせて推進すべき措置及び留意事項

移動等円滑化の推進に向けた各種特定事業計画の事業の効果を十分に発揮するためには、ハード面の整備ばかりではなくソフト面での対応が重要となる。

このため、各種事業の実施と合わせて公共交通事業者や生活関連施設管理者等が職員等に対し、移動等円滑化のために必要な配慮などについて適切な教育訓練を実施することや、広く市民等を対象として、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の際に手助けを自然に行えるような啓蒙活動を実施するなど積極的に展開していく。



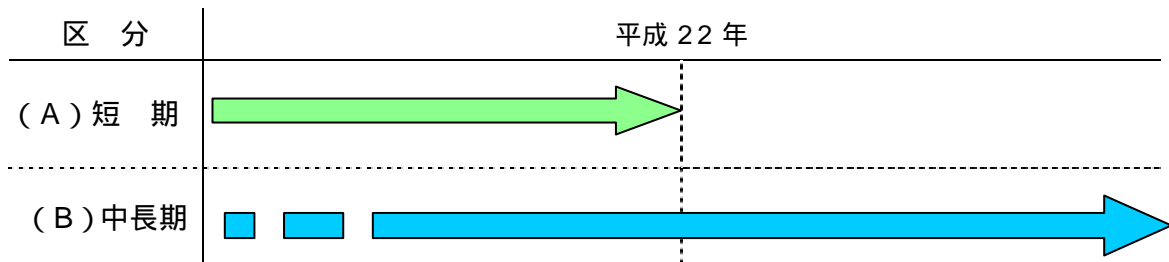
(バリアフリー教室の実施や、市民参加の寄り合い談議等の実施)

4-2 各種事業の展開方針

国により示される移動等円滑化の促進に関する基本方針では、当面の目標を平成22年（2010年）と設定し移動等円滑化の促進を図ることとしています。

このため、実施すべき各種事業について基幹事業としての重要度や事業実施の実現時期等を勘案し、（A）短期・（B）中長期の2段階の整備目標を設定して重点整備地区における移動等の円滑化を目指すこととし、各種事業の展開方針を以下のとおり設定しました。

目標区分	目標時期等	摘要
（A）短期	概ね平成22年を目標として整備を実施	主要な生活関連施設及び特定道路など、早急に整備実施が望まれる事業
（B）中長期	概ね平成22年以降も継続して整備を実施	事業予算や整備時期などを関係者と調整の上、継続して整備実施への取組みが必要な事業



実施すべき事業の内容

（公共交通事業）

区分	事業者	事業内容	目標区分
鉄道交通	東海旅客鉄道（株）	・移動等円滑化された鉄道車両の導入の促進	B（注1）
	伊豆箱根鉄道	・三島広小路駅のバリアフリー化	B
		・三島田町駅のバリアフリー化 ・移動等円滑化された鉄道車両の導入の促進	B B（注1）
バス	バス事業者	・移動等円滑化された車両の導入の促進	B（注1）
タクシー	タクシー事業者	・福祉タクシーの導入の促進	B（注1）
教育・訓練	各事業者	・高齢者や障がい者への配慮などについて、職員等への教育・訓練の実施	A（注2）

（注1）：公共交通車両の導入については、今後代替するものは全てバリアフリー化された車両とする。

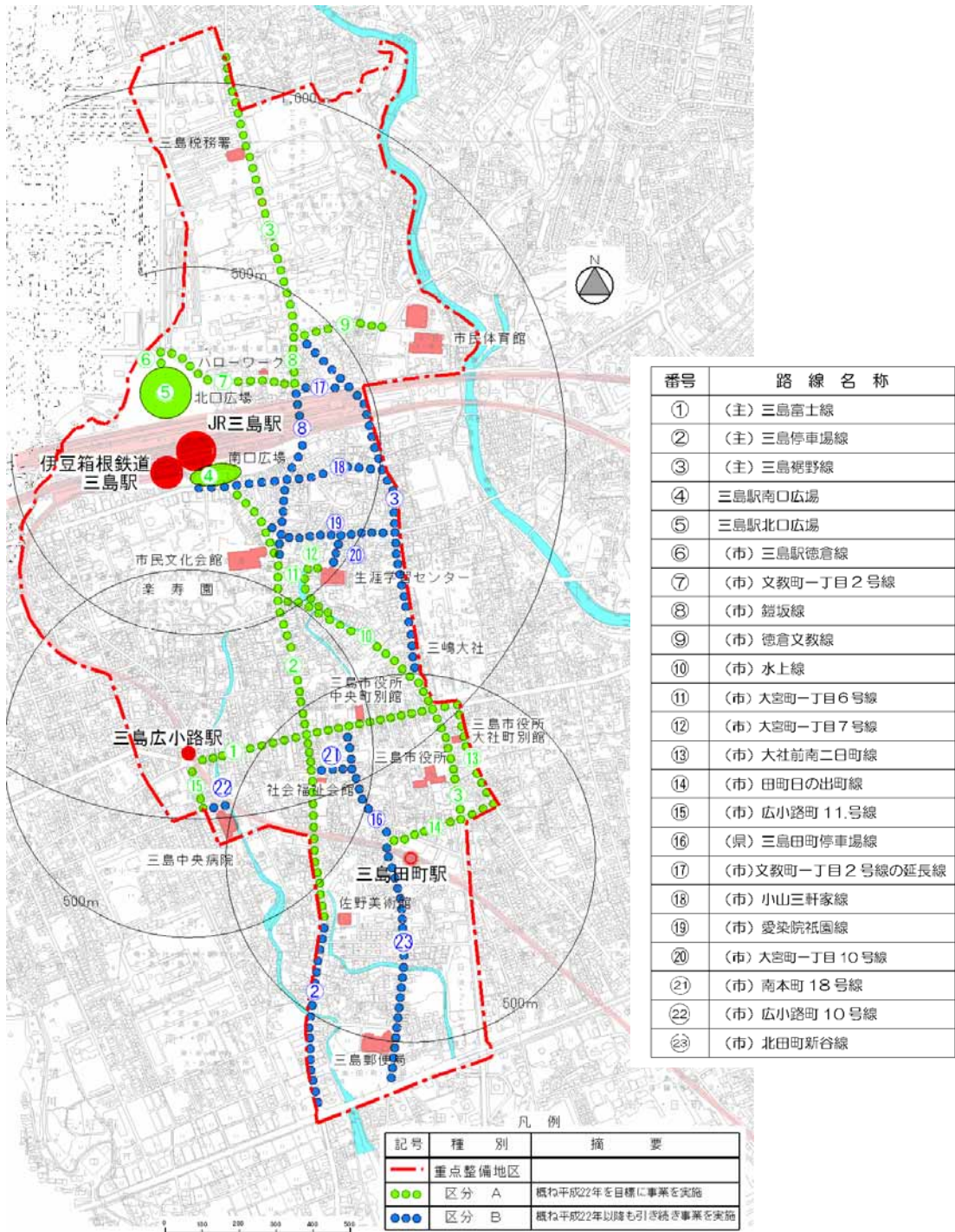
（注2）：職員等への教育・訓練については、今後継続して実施していくものとする。

(道路事業)

区分	事業者	事業内容
生活関連施設をつなぐ道路	静岡県 三島市	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通路の確保 ・歩車道接続部の段差の解消 ・道路側溝の溝蓋の改善 ・視覚障害者誘導ブロックの設置、改築 ・電柱等歩行障害物の移設、撤去 ・適切な案内標識等サインの設置

三島駅南北アクセス強化策については、可能性調査を行っており、その結果を踏まえてアクセス性の向上を図るための検討をしていきます。

(道路事業の目標区分)



(交通安全事業)

区 分	事業者	事業内容	目標区分
生活関連施設 をつなぐ道路	静岡県公安 委員会 三島警察署	<ul style="list-style-type: none"> 音響信号機、高齢者等感应式信号機等の設置 違法駐車取締りの強化 	A

(生活関連施設(建築物)に関わる事業)

区 分	事業者	事業内容	目標区分
三島市役所	三島市	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 視覚障害者誘導経路の整備 庁内の案内サインの整備 その他必要な移動等円滑化対策 	A
その他の生活 関連施設	各施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者等に対する施設への誘導経路の整備(誘導ブロックの設置等) 移動通路における段差の解消 館内の案内サインの整備 身障者用駐車スペースの確保 その他必要な移動等円滑化対策 	B(注)

(注): 建物の改築など多大な費用が伴う対策については中長期的に対応していきこととなりますが、施設を管理する職員等の心配りで対応できる処置については速やかに実施していきます。



(フロアマットや商品など、誘導経路上の障害物の除去等)

(その他事業)

区 分	事業者	事業内容	目標区分
路外駐車場	三島市	<ul style="list-style-type: none"> 身障者用駐車スペースの確保 場内移動通路のバリアフリー化 案内サインの整備 	A
都市公園	三島市	<ul style="list-style-type: none"> 入り口部や園路における段差の解消 案内サインの整備 	A